

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料5番
所管人事課

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の
一部を改正する条例について

1 改正理由

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができる職員から、管理監督職勤務上限年齢制の特例により管理監督職勤務上限年齢以後引き続き管理監督職として勤務することとなった職員を除くため、条例を改正する。

2 改正概要

役職定年の特例（特定管理監督職群等）により役職定年年齢以後引き続き管理監督職として勤務する職員を、派遣対象職員から除外する。

3 施行日

令和5年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 平成元年3月22日 条例第2号</p> <p>第1条（略） （職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、大田区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>（5） <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>（6）（略）</p> <p><u>第3条から第8条まで（略）</u></p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 平成元年3月22日 条例第2号</p> <p>第1条（略） （職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、大田区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4） 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（5）（略）</p> <p><u>第3条から第8条まで（略）</u></p>